

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月20日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第44号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する同表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(330) (略)</p> <p><u>(330)の2 旅行サービス手配業新規登録申請手数料</u></p> <p>(331)～(460) (略)</p> <p><u>(460)の2 小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料</u></p> <p><u>(460)の2の2 小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料</u></p> <p><u>(460)の2の3</u> (略)</p> <p><u>(460)の2の4</u> (略)</p> <p>(460)の3～(460)の12 (略)</p> <p><u>(460)の13 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料</u></p> <p><u>(460)の14 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更手数料</u></p> <p>(461)～(585) (略)</p> | <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(330) (略)</p> <p>(331)～(460) (略)</p> <p><u>(460)の2</u> (略)</p> <p><u>(460)の2の2</u> (略)</p> <p>(460)の3～(460)の12 (略)</p> <p>(461)～(585) (略)</p> |

附 則

この規則中別表第460号の13及び第460号の14を加える改正は平成29年10月25日から、同表第330号の2を加える改正は平成30年1月4日から、その他の改正は平成29年12月1日から施行する。